

# 第5期北茨城市地域福祉計画

令和7年度～令和11年度

支え合いで、「安心」と「地域」を育む福祉のまちづくり

～ 一人ひとりの参加でつくる福祉のまち ～

—概要版—



令和7年3月

北茨城市



# 計画の概要

## 計画策定の趣旨

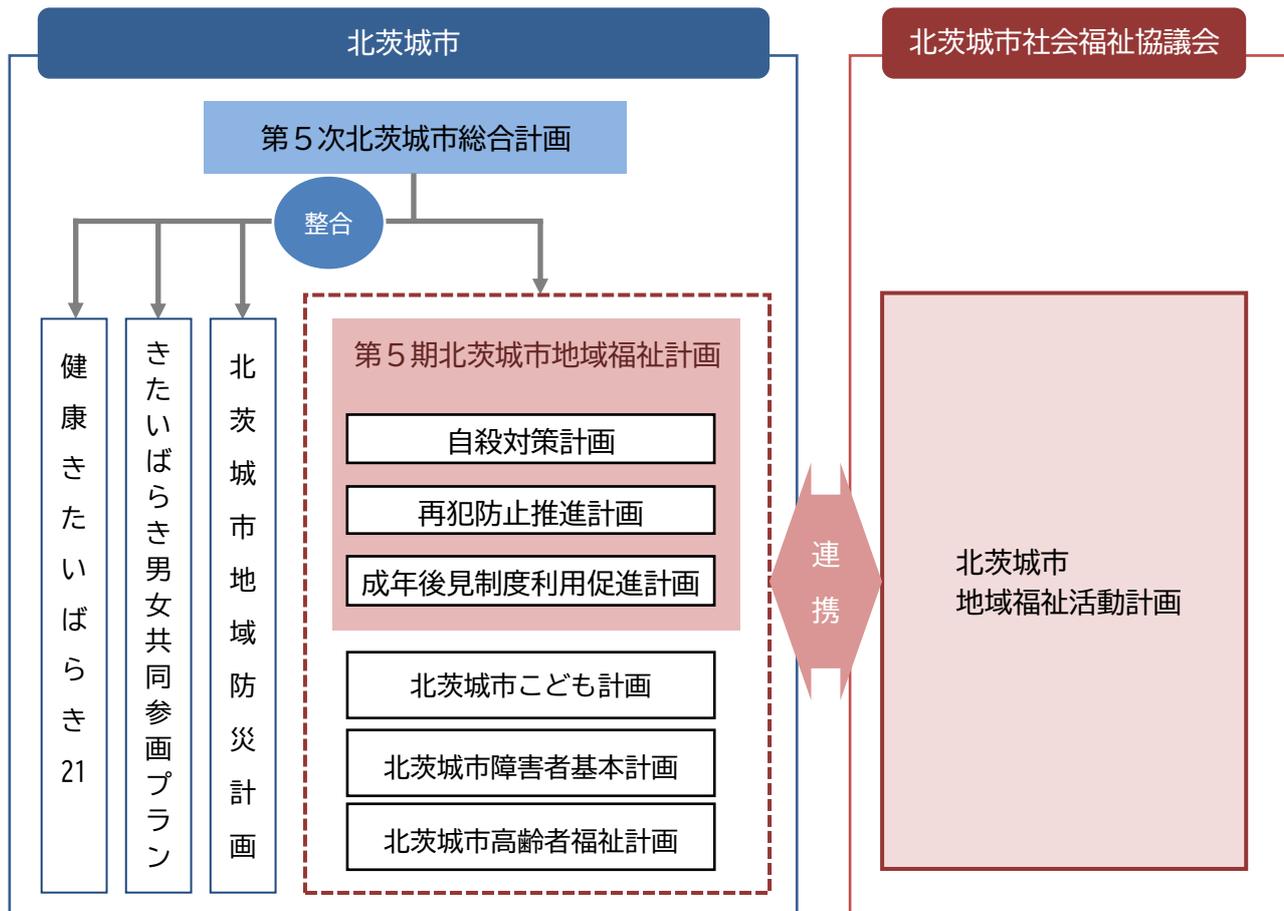
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画となります。

## 計画の位置づけ

「第 5 期北茨城市地域福祉計画」は、市の最上位計画である「第 5 次北茨城市総合計画」と整合を図るとともに、福祉分野の上位計画となることから、福祉分野を中心に関連分野の計画との連携を図ることとします。また、地域福祉の推進に係る自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき策定する「自殺対策計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づき策定する「再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」についても、包含する計画とします。

なお、地域福祉の増進に向けては、関連する個別計画との整合を図るとともに、具体的な福祉活動の指針となる「北茨城市地域福祉活動計画」との連携を確保し、北茨城市と北茨城市社会福祉協議会が一体となって取り組むこととします。

「第 5 期北茨城市地域福祉計画」の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

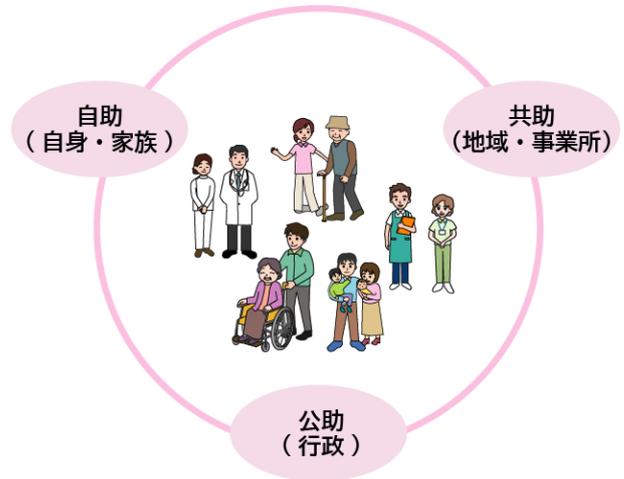


# 地域福祉を取り巻く動向と課題

## 地域福祉とは

地域福祉とは、全ての人が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくることです。

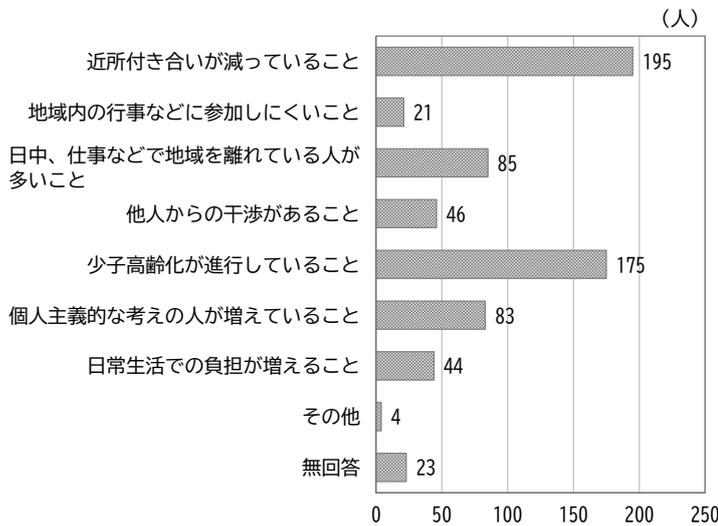
福祉分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、対象者ごとに計画を策定し取組を進めていますが、実際には、介護と育児のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなど、1つの分野だけでは対応できない複雑化・複合化した課題があり、このような課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要になっています。



## 地域福祉を巡る環境

### 人口減少、少子高齢化、家族の変化などによる地域の変化

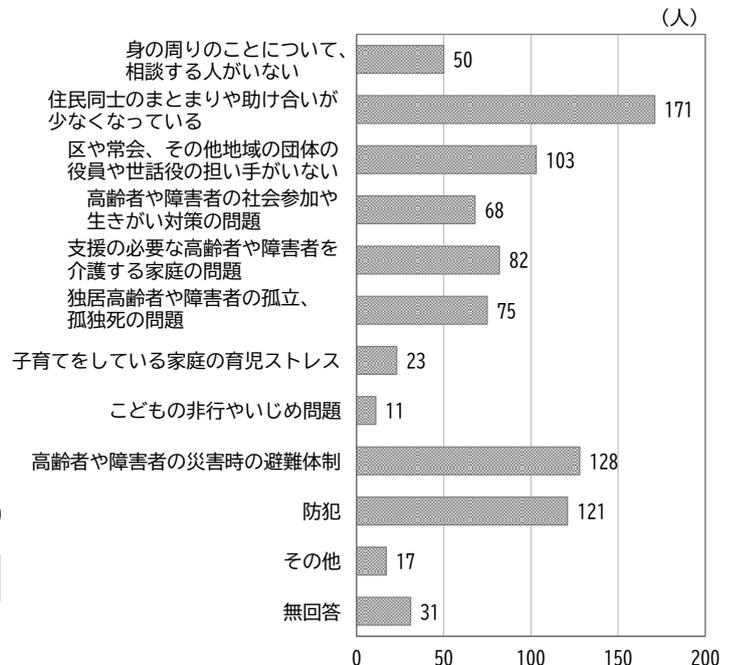
○人口減少や少子高齢化、家庭や地域で支え合う関係性の希薄化が進んだことにより、地域行事や冠婚葬祭などの地域におけるコミュニティ活動も変化しています。



【意向調査の意見】 住民同士が協力する際の問題について

### 福祉課題の多様化・複雑化

○ライフスタイルの変化や価値観の多様化、社会も成長型から成熟型に移行する中で、孤独や貧困、自殺、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが社会問題化しています。



【意向調査の意見】 住んでいる地域の問題や課題について

### 人口減少・少子高齢化による福祉サービスへの影響

○年金・医療・介護等の社会保障給付費や福祉ニーズは増加が見込まれ、現役世代の負担の上昇や福祉の担い手の不足が予想されます。

### 社会福祉に関する法制度の改革「地域共生社会の実現」

○「地域共生社会」は、『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

# 第5期北茨城市地域福祉計画における目標と基本方針

地域福祉計画は、福祉分野のマスタープランとなる計画であり、第5期計画においては、第4期計画までの基本理念や施策等を踏まえつつ、『地域共生社会』の実現に向け、地域の人々や多様な主体が福祉のまちづくりに参画するとともに、全ての人が尊厳と自主性を持ちながら、住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりを目指します。

支え合いで、「安心」と「地域」を育む福祉のまちづくり  
一人ひとりの参加でつくる福祉のまち

## ■基本方針－1 地域で支える仕組みづくり

- 身近な地域で支え合う福祉体制の整備
- 交流のきっかけや、活動の場づくりの支援
- 地域活動への参加促進と担い手の育成

配食サービス事業



## ■基本方針－2 多様な主体が参加し、支え合う仕組みづくり

- 地域づくりや問題解決に対する支援の強化
- 地域福祉を担う団体への支援
- 福祉や保健等の専門的人材の育成

ボランティア活動



## ■基本方針－3 適切な支援につなげる体制づくり

- 気軽に相談できる体制の整備
- 全ての人の尊厳を守る体制の整備
- 関わり合いを通じた支援体制の充実
- こころの健康と命を守る取組の推進
- 情報提供・相談支援体制の充実
- 福祉情報の共有とネットワークの充実

ポスターによる啓発



## ■基本方針－4 全てのひとが生き生きと暮らす地域づくり

- 自分らしく生活できる取組の推進
- 権利擁護の推進
- 犯罪や非行をした者の社会復帰の支援
- 暮らしやすい地域環境づくり
- 生活困窮者や貧困対策の充実
- 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

行商サービス事業



# 施策の展開

## ■基本方針－１ 地域で支える仕組みづくり

### 現状・課題

- 地域においては、人口減少や少子高齢化、コミュニティの希薄化が進んでいます。
- 市民アンケートでも、住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっていることが地域の課題として認識されています。
- 地域共生社会の実現に向けては、地域住民同士の交流機会を創出し、地域におけるつながりを強めることが重要です。
- 地域におけるつながりを創出するため、活動主体の連携・協働や、将来の地域の担い手の参加を促進する必要があります。

### 方向性

- 住民同士が交流することができる場や機会の充実を図り、住民同士の関係づくりや互いに支え合う地域づくりを推進します。
- 若い世代から高齢者まで、幅広い住民や、様々な主体が地域活動を通して地域に参画できるような環境づくりを推進します。

### 取組内容

(1)身近な地域で支え合う福祉体制の整備	地域で支え合い、助け合うことができる環境づくりを進めます。
(2)交流のきっかけや、活動の場づくりの支援	関係性の希薄化が問題となっている地域コミュニティを再生するため、交流のきっかけづくりや活動の機会づくりを進めます。
(3)地域活動への参加促進と担い手の育成	地域活動への多様な主体の参加を促進するとともに、高齢化が進む中で、将来の担い手となる若年層の参加促進に取り組みます。

## ■基本方針－２ 多様な主体が参加し、支え合う仕組みづくり

### 現状・課題

- 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加などにより、地域住民が隣近所の人や地域のことに関心を持ち、主体的に行動する機会が減少しています。
- 介護福祉や障害者福祉においては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりが重視されており、住民同士の助け合い、支え合いの活動は、これまで以上に重要になっています。

### 方向性

- 福祉を担う人材の育成・確保や組織の充実・強化、連携支援に取り組みます。
- 多様な世代に向けたボランティア活動をはじめとする福祉活動に関する周知や体験機会の提供など、人口減少や高齢化が進む中で、互いに支え合いながら持続可能な地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

### 取組内容

(1)地域づくりや問題解決に対する支援の強化	多様化・複雑化する地域課題の解決を担う個人や組織に対する支援を行います。
(2)地域福祉を担う団体への支援	ボランティア団体など、地域福祉を担う組織について、後継者の育成や組織同士の連携強化を図ります。
(3)福祉や保健等の専門的人材の育成	少子高齢化が進む中で、福祉分野においても人材不足が課題となっていることから、専門的人材確保に向けた取組を進めます。

## ■基本方針－3 適切な支援につなげる体制づくり

### 現状・課題

- 住み慣れた地域で生活を送れるようにするため、必要な時に必要な福祉サービスを探し、利用できる環境が必要です。
- 福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、重層的に支援できる体制が求められています。
- 市民アンケートでは、サービスを利用せずに家族が支援を行っている、サービスの利用方法がわからないなどの意見もあります。

### 方向性

- 福祉サービスを必要とする人や周囲の人々に対し、効率的・効果的に適切な支援を提供するための体制整備に取り組みます。

### 取組内容

(1)気軽に相談できる体制の整備	全ての人が健やかに暮らせるよう、悩みや身近な問題について相談できる環境づくりを進めます。
(2)全ての人の尊厳を守る体制の整備	全ての人の尊厳を守り、健やかに暮らせる環境づくりを進めます。
(3)関わり合いを通じた支援体制の充実	社会的孤立やひきこもり、ヤングケアラーなど、近年増加している福祉的課題に対する支援の充実を図ります。
(4)こころの健康と命を守る取組の推進	こころの病や自殺予防に関する市民の正しい理解を醸成します。
(5)情報提供・相談支援体制の充実	必要な情報を適時得ることができるよう、情報提供や相談支援体制を構築します。
(6)福祉情報の共有とネットワークの充実	多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、福祉分野が適切に連携できるよう、情報の共有やネットワークを構築します。

## ■基本方針－4 全てのひとが生き生きと暮らす地域づくり

### 現状・課題

- 地域では、通院・買い物等の外出時の援助制度の充実など、日常的な福祉の取組が求められています。
- 世代ごとの施策とともに、障害者、生活困窮者、ひきこもり、犯罪や非行をした者等への支援など、異なるニーズに対する広範な支援が期待されています。
- 市民アンケートでは、移動などの日常生活を支えるサービスに対するニーズも多くなっています。
- 必要な情報や支援にアクセスできないケースも想定され、支援施策に関する情報発信の強化が必要です。
- 自然災害が激甚化・頻発化する中、互いに支え合いながら暮らすことができる環境づくりが求められています。

### 方向性

- 全ての人が、住み慣れた地域で暮らすことができる地域づくりに向け、地域共生社会の理念の下で、「お互いさま」という支え合いの関係づくりや、権利擁護、社会との関わり合いや社会復帰の支援、災害時の支援・避難体制の確保に向けた施策を推進します。

### 取組内容

(1)自分らしく生活できる取組の推進	自立して生活を送ることができるよう、制度の活用や支援体制の整備を進めます。
(2)権利擁護の推進	全ての人が尊厳を持ち、自分らしく生活することができるよう、権利擁護の推進に取り組みます。
(3)犯罪や非行をした者の社会復帰の支援	国及び県の再犯防止推進計画を踏まえながら、住居や就業などの生活基盤の確立を支援するとともに、保健・福祉・教育にアクセスできる環境を整備します。
(4)暮らしやすい地域環境づくり	高齢化に伴い、買い物や移動、ごみ出しなどが課題となる中で、身近な地域で生活を継続できる環境づくりを進めます。
(5)生活困窮者や貧困対策の充実	日常生活に支援を必要とする方に対する支援の充実を図ります。
(6)安全・安心に暮らすことができる地域づくり	災害が激甚化する中で、地域の中で助け合いながら暮らすことができる環境づくりを進めます。

# 地域福祉に関する市民の皆様のご意見

## 北茨城市地域福祉計画アンケート調査から

### 地域生活について

- 身近な地域での助け合い、支え合いの実現に向け、地域特性を考慮した圏域を設定し、地域福祉の取組の効果を高めることが必要です。
- 近所付き合いの必要性を認識している一方で、区または常会の加入率は6割程度であり、地域社会の変化に対応した地域コミュニティの再構築が必要です。
- 住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっていることが地域の課題として認識されています。
- 通院・買い物等の外出時の援助制度の充実など、日常的な福祉の取組が求められています。

### こころの健康について

- 実際に相談することをためらう傾向があることから、相談しやすい環境づくりが必要です。また、年齢によって解決する方法が異なるため、年代を考慮した対応が必要です。

### 福祉サービスについて

- サービスを必要とする人が、サービスを受けることができないケースも想定され、情報提供の充実、福祉を提供する主体との連携強化が必要です。
- 地域生活の支援が求められ、コミュニティや近隣の関係づくりを含め地域における福祉サービスの検討が必要です。

## 地域福祉関係団体等ヒアリング結果から

### 福祉サービスのニーズや提供体制について感じていること

- 福祉サービスについてのニーズが増加、多様化する一方で、担い手の不足や自治体の縮小等により、提供体制の維持も困難になっており、ニーズの精査やデジタル技術の活用等に取り組む必要があります。

### 市が優先して取り組むべき施策

- 支援を必要とする人やその家族のニーズを考慮しながら、地域での生活や施設の利用が適切に選択できる環境を整えることが求められており、施設やサービスの整備だけでなく、情報提供や相談支援体制を充実させる必要があります。

### 地域コミュニティ(共助)や担い手について感じていること

- 地域コミュニティの変化、担い手の不足が指摘されています。一方で、独居高齢者の増加などにより、地域における支え合いの必要性も指摘されており、地域におけるつながりを維持・創出する必要があります。

### その他、これからの地域福祉について感じていること

- 地域コミュニティの変化や人口減少といった社会変化を考慮しつつ、持続可能な地域福祉活動の実現に向けて、ボランティア活動への参加促進、学校と地域の連携強化、支援ネットワークの充実などに取り組む必要があります。

第5期北茨城市地域福祉計画 ー概要版ー  
令和7年3月

北茨城市市民福祉部社会福祉課  
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630  
電話 0293-43-1111(代表)